

証券コード 525A

2026年10月14日

(電子提供措置の開始日 2026年10月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

株式会社manebi

代表取締役 田 島 智 也

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://manebi.co.jp/corp/ir/>

また、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（manebi）または証券コード（525A）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知/株主総会資料ページに記載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年10月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田神保町1丁目13番 J.NODE 神保町8階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 第13期(2025年8月1日から2026年7月31日まで)事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第13期(2025年8月1日から2026年7月31日まで)計算書類承認の件
第2号議案 資本金の額の減少の件
第3号議案 剰余金処分の件
第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 取締役4名選任の件
第6号議案 新株予約権内容変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットライブ配信（ハイブリッド参加型バーチャル株主総会）に関するご案内

株主総会当日の議事進行の模様をご自宅等からご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

<視聴方法>

当日は、Web会議システム「Zoom」を使用してライブ配信を行います。

視聴を希望される株主様は、2026年10月28日（水曜日）午後6時までに、下記メールアドレスまでお申し込みください。お申し込みいただいた株主様には、視聴用URLをメールにてご案内いたします。

お申し込みの際は、メール本文に株主様のお名前をご記載ください。

連絡先：株式会社manebi 管理部

メールアドレス：kanri@manebi.co.jp

<ライブ配信に関するご留意事項>

・本ライブ配信によるご視聴は、会社法上の株主総会への出席には当たりません。そのため、ライブ配信を通じた議決権の行使やご質問等はお受けできません。議決権を行使される株主様は、「株主総会招集ご通知」をご確認のうえ、事前に書面により議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

・ライブ配信における会場の撮影に際しては、ご来場の株主様のプライバシー等に配慮いたしますが、やむを得ず映り込む場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・本ライブ配信をご視聴いただけるのは、株主様ご本人に限らせていただきます。視聴用URLを第三者に共有すること、並びに株主総会の模様を録音、録画、撮影、転載又は公開することはお断りいたします。

・ご使用の端末、通信環境、インターネットの接続状況等により、映像又は音声に不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・当社がやむを得ないと判断した場合には、ライブ配信の内容を変更し、又は配信を中止する場合がございます。

・ライブ配信の視聴に必要な通信機器等及びインターネット接続に伴う通信料その他の費用は、株主様のご負担となります。

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2025年8月1日～2026年7月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移した一方、国際情勢の不確実性や物価上昇、金融資本市場の変動等の影響により、先行きについては引き続き注視が必要な状況となりました。また、少子高齢化に伴う構造的な人手不足が継続する中、企業においては、限られた人材の能力を最大限に引き出し、生産性および企業価値の向上につなげることが、より重要な経営課題となっております。

当社が事業を展開する人材育成・人材開発市場においては、人的資本経営に対する関心が引き続き高まる中、単に教育・研修の機会を提供するだけではなく、経営戦略と人材戦略を踏まえて必要な知識・能力を明確にし、その習得を実際の業務や成果につなげていくことの重要性が高まっております。

また、生成AIをはじめとするテクノロジーの急速な進展により、企業に求められる人材像や業務のあり方も大きく変化しております。こうした中、AI・テクノロジーを活用し、教育設計や運用の負担を軽減するとともに、学習の実行・完了、受講の真正性や記録・証跡の確保等、人材育成の実効性を高めることの重要性も増しているものと認識しております。

このような事業環境のもと、当社はPurpose「世界縁満」の実現に向け、業界横断型の人材育成プラットフォーム「manebi」を中核とする「人材成長活性化プラットフォーム」の強化に取り組んでおります。当社は、単に学習機会を提供することにとどまらず、学習の設計・実施・完了・定着までを支援し、必要な知識・能力の習得を実際の業務や成果につなげることを事業の中核的な価値と位置付けております。

当事業年度においては「manebi」の機能および提供価値の強化を進めました。具体的にはAIチャットによる受講者・管理者の問い合わせや学習支援の負担軽減、コースマップ生成による教育体系・受講コース設計の負担軽減、字幕・翻訳による外国人材を含む多様な受講者への学習機会の拡大、動画編集による企業独自の教育コンテンツの制作・更新負担の軽減、本人確認・不正受講防止による受講の真正性および記録・証跡の確保等に取り組みました。これらのAI・テクノロジーは個別の機能追加にとどまるものではなく、教育の企画・制作から受講、完了確認、記録・証跡の管理までの一連のプロセスを効率化・高度化し、学習を実際の業務や成果につなげるという「manebi」の提供価値を継続的に高めるための技術基盤として位置付けております。

また、「manebi」を業界横断で利用できる共通基盤とし、そこで培った機能、AI・テクノロジーおよび運用ノウハウを活用して、派遣・警備・建設等の業界特化型サービスを展開し、各業界固有の法令・資格・必須教育等への対応を支援しております。これらの領域では、必要な教育の受講や資格取得等への対応を通じて、就業・現場稼働・受注につながる状態の実現を支援することを重要な提供価値として、既存顧客への提供価値

の拡大および新規顧客の獲得に取り組みました。

さらに、株式会社プライムコンサルタントが有する人事評価・賃金制度等の専門的知見と当社の顧客基盤および人材育成領域との連携可能性を検討するとともに、既存顧客の課題やニーズを起点として、AI・テクノロジーの新たな活用可能性についても検証を進めております。今後も、「manebi」を中核とする人材成長活性化プラットフォームを深化させながら、既存事業で培った強みを活かし、顧客課題に対する有効性および他の顧客への展開可能性が確認された領域へ段階的に事業を拡張してまいります。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,059,274千円となり、前事業年度を上回ったものの、期初に想定した水準には至りませんでした。費用面では、事業環境や採用状況を踏まえて期中に採用計画を見直したこと等により、人件費および採用費の抑制を図るとともに、販売費および一般管理費の適正化に取り組みました。また、広告宣伝施策については、年間を通じて投資対効果を見極めながら実施する一方、今後の成長に必要と判断した施策については追加投資を行いました。利益面では、こうした費用面の見直しを進めたものの、売上高の伸長が想定を下回ったことによる利益への影響を十分に吸収するには至らず、営業利益13,072千円、経常利益10,784千円、当期純利益13,594千円となり、いずれも前事業年度を下回りました。

なお、当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。株式会社プライムコンサルタントの子会社化に伴う事業区分の変更はありません。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
manebi	562,669 千円
派遣のミカタ	337,361 千円
K C I 教育センター	81,765 千円
研修・コンサルその他	28,128 千円
警備乃ミカタ	49,348 千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等(無形固定資産、一括償却資産含む)の総額は5,095千円であり、その主な内容は従業員への貸与用パーソナルコンピュータの入れ替えによるものです。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、事業拡大に伴う運転資金の確保を目的として、取引金融機関より総額74,916千円の調達をいたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

①マーケティング・営業力の強化

当社は、今後の持続的な成長を実現するためには、新規顧客の開拓および既存顧客との関係深化を一層強化することが必須であると考えております。主力の「manebi」においては、より効果的なマーケティング施策を立案・実行し、これまでリーチできなかった顧客層にアプローチしてまいります。また、パートナー販売の拡充やサービス領域の広がりを踏まえた提案活動を強化し、多様な顧客ニーズに応えてまいります。

②自社コンテンツおよび最新技術開発への投資

人材開発プラットフォーム「manebi」の価値を最大化するため、自社コンテンツ制作体制を拡充するとともに、生成AIをはじめとする最新技術を活用した学習体験の向上に取り組んでまいります。顧客の多様化する課題に迅速に対応できる開発体制を整備し、競争優位性を高めてまいります。

③優秀な人材の確保および育成

当社が持続的に発展していくためには、優秀な人材を確保し、早期に育成することが重要であると認識しております。当社のパーパス「世界縁満」に共鳴する人材を採用するとともに、社員が成長できる研修・評価制度を整備し、組織全体の能力向上を図ってまいります。さらに、次世代リーダーの育成に注力し、将来の成長を担う人材基盤を確立してまいります。

④経営管理体制および情報管理の強化

当社は、今後の業容拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実が課題であると認識しております。業務執行体制の強化や内部統制システムの整備・運用に加え、個人情報保護や情報セキュリティ対策の徹底を進めてまいります。また、法令遵守や健全な企業倫理に基づくガバナンスを推進し、株主をはじめとするステークホルダーから信頼される企業体制を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 (2023年7月期)	第11期 (2024年7月期)	第12期 (2025年7月期)	第13期 (当事業年度) (2026年7月期)
売上高	766,141 千円	895,286 千円	988,775 千円	1,059,274 千円
経常利益	65,951 千円	17,305 千円	49,357 千円	10,784 千円
当期純利益	38,297 千円	28,518 千円	48,097 千円	13,594 千円
1株当たり当期純利益	15.81 円	11.68 円	27.53 円	5.57 円
総資産	500,890 千円	550,663 千円	946,519 千円	820,732 千円
純資産	△20,563 千円	7,955 千円	56,052 千円	35,771 千円

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示しております。
2. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プライムコンサルタント	30,000千円	100.00%	賃金・人事評価制度コンサル

③ 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
株式会社プライムコンサルタント	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	345,350千円	820,732千円

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
人材開発事業	m a n e b i
人材派遣業界向け教育研修事業	派遣のミカタ
警備業界向け教育研修事業	警備乃ミカタ
建設業界向け教育研修事業	K C I 教育センター

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区
福島支店	福島県いわき市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
46 名	2 名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）6名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	414,182 千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	120,323 千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	66,166 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 普通株式 2,441,900株

(2) 株主数 41名

(3) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
合同会社 NIRVANA	1,000,000	40.95
田島智也	321,600	13.17
CRGインベストメント株式会社	96,700	3.96
菊谷寛之	94,800	3.88
鎌田正彦	70,000	2.87
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	64,500	2.64
KSK Angel Fund, LLC	64,500	2.64
草莽株式会社	64,500	2.64
成田秀展	50,000	2.05
飯田淳義	50,000	2.05

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

①2025年12月15日及び同月23日、A種優先株主から当社定款第15条の5第1項に基づく取得請求権の行使があったことにより、当社は、同月15日にA種優先株式6,304株、同月23日にA種優先株式645株をそれぞれ取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。また、取得したA種優先株式については、それぞれ取得日付で消却しております。これに伴い、2025年12月26日開催の臨時株主総会において当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を97,676株といたしました。

②2026年1月1日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は2,417,481株増加し、2,441,900株となりました。また、当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、同日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を97,676株から9,767,600株に変更いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

- ・新株予約権の数

1,665個

- ・目的となる株式の種類および数

普通株式 166,500株（新株予約権1個につき100株）

(注) 2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行いました。これにより新株予約権の「目的となる株式の数」および「行使価額」が調整されております。

- ・新株予約権の払込金額

払い込みを要しない

- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次	行使期限	個数	保有者数	行使価額	行使条件
取締役	第1回	2016年2月17日 ～2034年2月8日	1,077個	1名	50円	(注) 1
	第2回	2016年2月17日 ～2034年2月8日	454個	1名	50円	(注) 2
	第8回	2024年3月25日 ～2032年3月22日	6個	1名	350円	(注) 3
	第9回	2025年10月26日 ～2033年10月23日	74個	1名	380円	(注) 3
社外監査役	第2回	2016年2月17日 ～2034年2月8日	54個	1名	50円	(注) 2

(注) 1. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社の代表取締役である場合には、権利行使時においても当社の代表取締役の地位にあることを要し、新株予約権者が、当社の取締役である場合には、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。また、新株予約権者が当社の使用人である場合には、権利行使時においても当社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2026年3月18日付で株式会社日本政策金融公庫との間で締結した「新株予約権売買予約契約証書」に基づき、2026年5月1日付で、同公庫が保有する当社第6回新株予約権258個を当社が取得いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
田 島 智 也	代 表 取 締 役	合 同 会 社 NIRVANA 代 表 社 員
岡 田 大 輔	取 締 役	—
飯 田 淳 義	取 締 役	—
森 学	社 外 取 締 役	SakeWiz 株 式 会 社 代 表 取 締 役 HR ク ラ ウ ド 株 式 会 社 社 外 取 締 役 ハ イ レ ゾ 株 式 会 社 社 外 取 締 役
成 田 憲 則	社 外 取 締 役	公 認 会 計 士 事 務 所 プ ラ イ ム パ ー ト ナ ー ズ 代 表 株 式 会 社 プ ラ イ ム パ ー ト ナ ー ズ コ ン サ ル テ ィ ン グ 代 表 取 締 役 税 理 士 法 人 プ ラ イ ム パ ー ト ナ ー ズ 代 表
立 石 公 彦	常 勤 社 外 監 査 役	株 式 会 社 ヒ ト ツ キ 代 表 取 締 役
加 悦 正 史	社 外 監 査 役	税 理 士 法 人 葵 坂 パ ー ト ナ ー ズ 総 括 代 表 社 員 清 流 監 査 法 人 総 括 代 表 社 員
宇 都 さ く ら	社 外 監 査 役	TR & Associates 法 律 事 務 所 弁 護 士

- (注) 1. 取締役飯田淳義氏は2026年7月31日をもって、辞任により退任いたしました。なお、同氏の地位および担当は、いずれも退任時のものです。
2. 森学氏、成田憲則氏は、社外取締役であります。
3. 立石公彦氏、加悦正史氏、宇都さくら氏は社外監査役であります。
4. 監査役加悦正史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役森学氏、成田憲則氏、監査役立石公彦氏、加悦正史氏および宇都さくら氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とすることとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役および社外監査役から適切な助言を受けております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年8月23日開催の臨時株主総会において年額3億円以

内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役田島智也に対し、当期の各取締役に対する報酬額の決定を、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか取締役会が事後的に確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（基本報酬）のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

⑤ 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の金銭報酬の額は、2013年8月23日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議されております。

⑥ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	59,780 (6,000)	59,780 (6,000)	— (—)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	8,200 (8,200)	8,200 (8,200)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 1. 当社の取締役および監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
----	----	--------	---------------

社外取締役	森 学	SakeWiz株式会社 代表取締役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません
		HRクラウド株式会社 社外取締役	
		ハイレゾ株式会社 社外取締役	
社外取締役	成 田 憲 則	公認会計士事務所プライムパートナーズ 代表	当社との間に重要な取引その他の関係はありません
		株式会社プライムパートナーズコンサルティング 代表取締役	
		税理士法人プライムパートナーズ 代表	
社外監査役	立 石 公 彦	株式会社ヒトツキ 代表取締役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	加 悦 正 史	税理士法人葵坂パートナーズ 総括代表社員	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		清流監査法人 総括代表社員	
社外監査役	宇都 さくら	TR&Associates法律事務所 弁護士	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	森 学	2025年10月30日の就任後、当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、議案審議につき、必要な発言を行っております。上場企業での豊富な経営トップとしての経験や、IT・Webサービス領域における深い知見に基づき、当社の経営戦略や事業展開について、客観的かつ専門的な視点から有益な助言および提言を行っております。
社外取締役	成 田 憲 則	2025年10月30日の就任後、当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、議案審議につき、必要な発言を行っております。公認会計士・税理士としての専門知識や、財務・会計に関する豊富な実務経験に基づき、当社の財務戦略や内部統制の強化等について、専門的かつ客観的な視点から有益な助言および提言を行っております。
社外監査役	立 石 公 彦	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、同様に、監査役会には、16回中16回に出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に管理業務における豊富な経験と幅広い見識に基づいて、経営方針や事業計画、業績、管理体制に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。
社外監査役	加 悦 正 史	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、同様に、監査役会には、16回中16回に出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、会計・税務上の留意点について専門的見地から助言するなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。
社外監査役	宇都 さくら	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、同様に、監査役会には、16回中16回に出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に弁護士、社会保険労務士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、企業法務上の留意点について専門的見地から助言するほか、人事労務や組織運営に関する質問や意見を適宜述べたりするなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。

5. 会社の体制および方針

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループが掲げる「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
 - ② 当社グループの取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
 - ③ 代表取締役は、取締役会規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規程に従い職務を執行する。
 - ④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ⑤ 内部監査担当は、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
 - ⑥ 当社グループの取締役は、重大な法令違反その他社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ⑦ 当社グループの使用人に対し、事業に適用される法令等を識別し、遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的実施する。また、法規の制定・改正、重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
 - ⑧ 「内部通報制度運用規程」に基づく第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を整備し、当社グループにおける法令違反または「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」違反の早期発見に努める。
 - ⑨ 監査役は独立した立場から、当社グループにおける内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - ⑩ 当社グループは反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報については、法令および「文書保管管理規程」に基づき適切に作成・保存し、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - ② 当社グループにおける情報セキュリティについては、ISO27001（ISMS）における「適用宣言書」「情報セキュリティ方針」および「情報セキュリティマニュアル」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、継続的改善を行う。
 - ③ 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取

締役の職務の執行に必要な文書については、当社グループの取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

- ④ 当社グループの個人情報については、法令およびプライバシーマークにおける「PMS基本規程」「PMS個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社代表取締役は、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応を統括し、その実務は管理部が行う。各部門に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
- ② 各担当部署は、「リスク管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定め、適切に対応する。
- ③ 当社グループの各部門の責任者は、自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施し、かかる状況を監督し、定期的に見直す。
- ④ 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応、方針を整備し、発現時には損失の最小化を図るために必要な対応を行う。
- ⑤ 監査役および内部監査担当は、当社グループにおける統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役を適正な員数に保つ。
- ② 当社グループの取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③ 経営幹部の合意形成の場として「執行役員会」を設置する。
- ④ 当社グループの取締役会は、中期経営計画および年度経営計画を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 当社グループの取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。また、各部門責任者はこれらの取り組みを横断的に推進し、適正な業務運営を管理する。

6. 当社グループにおける子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、「子会社管理規程」等に基づき、子会社の経営管理および報告体制を整備する。当社グループの取締役会は、子会社の業務遂行状況を適切に把握・監督

する。

- ② 当社グループの内部監査担当は、子会社の監査役または監査担当者と連携し、子会社における内部統制およびリスク管理の状況を監査する。監査結果は、当社代表取締役および監査役に報告される。
- ③ 子会社において法令違反、重大事故、その他経営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに当社に報告される体制を整備する。当社は、必要に応じて原因分析および再発防止策の策定に関与する。
- ④ 子会社に対しても、当社グループが掲げる「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」および各種コンプライアンス方針、「内部通報制度運用規程」「情報セキュリティマニュアル」「PMS基本規程」等を周知し、必要な教育・啓発を実施する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
- ② 当該使用人は、監査役の職務の遂行を補助するにあたり、必要な能力と経験を備えた者とする。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社グループの監査役が指定する補助期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 当該使用人の人事考課は監査役会が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

9. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社グループは、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員および使用人に周知徹底する。
- ② 当該使用人の独立性が実質的に担保されるよう、取締役会は監査役の意見を尊重して必要な措置を講じる。

10. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役は、その職務執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- ② 当社グループの取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにその職務の執行状況その他必要な事項に関する報告を行う。
- ③ 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ④ 当社グループにおける重要な決裁書類は、監査役が随時閲覧できるように供する。

11. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないこ

とを確保するための体制

当社グループは、取締役および使用人が監査役へ報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループ全体に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- ② 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ③ 当社グループの監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士または公認会計士等の外部専門家と連携を図り、監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。

② 監査役会は16回開催され、監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、内部監査担当との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査担当は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告における金額および株数の端数処理方法は、別段の定めがある場合以外は、以下のとおりです。

貸借対照表および損益計算書等の計数：千円未満を切り捨てて表示しております。

1株当たり情報：小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示しております。

持株比率：小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示しております。

株数：1株未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年 7 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| (資 産 の 部)       |         | (負 債 の 部)       |         |
| 流 動 資 産         | 367,031 | 流 動 負 債         | 263,669 |
| 現 金 及 び 預 金     | 231,951 | 買 掛 金           | 56,771  |
| 売 掛 金           | 120,096 | 未 払 金           | 29,157  |
| 商 品             | 1,055   | 未 払 費 用         | 34,645  |
| 前 払 費 用         | 14,049  | 契 約 負 債         | 43,468  |
| そ の 他           | 1,545   | 未 払 消 費 税 等     | 16,230  |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,666  | 1年内返済予定の長期借入金   | 79,380  |
|                 |         | そ の 他           | 4,016   |
| 固 定 資 産         | 453,700 | 固 定 負 債         | 521,291 |
| 有 形 固 定 資 産     | 4,943   | 長 期 借 入 金       | 521,291 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 4,943   | 負 債 合 計         | 784,960 |
| 無 形 固 定 資 産     | 66,106  | (純 資 産 の 部)     |         |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 738     | 株 主 資 本         | 69,646  |
| の れ ん           | 65,367  | 資 本 金           | 100,000 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 382,651 | 利 益 剰 余 金       | △30,353 |
| 関 係 会 社 株 式     | 345,350 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △30,353 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 17,683  | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △30,353 |
| そ の 他           | 26,136  | 新 株 予 約 権       | △33,875 |
| 貸 倒 引 当 金       | △6,518  | 純 資 産 合 計       | 35,771  |
| 資 産 合 計         | 820,732 | 負債・純資産合計        | 820,732 |

# 損 益 計 算 書

( 2025年 8 月 1 日から  
2026年 7 月 31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,059,274 |
| 売 上 原 価               |        | 378,106   |
| 売 上 総 利 益             |        | 681,168   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 668,096   |
| 営 業 利 益               |        | 13,072    |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 626    |           |
| 経 営 指 導 料 収 入         | 8,400  |           |
| そ の 他                 | 103    | 9,129     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 11,199 |           |
| そ の 他                 | 217    | 11,417    |
| 経 常 利 益               |        | 10,784    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 10,784    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |        | △2,194    |
| 法 人 税 等 調 整 額         |        | △616      |
| 当 期 純 利 益             |        | 13,594    |

# 株主資本等変動計算書

( 2025年8月1日から  
2026年7月31日まで )

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |                              |        |         |         |
|--------------------------|---------|------------------------------|--------|---------|---------|
|                          | 資本金     | 利益剰余金<br>その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 株主資本合計 | 新株予約権   | 純資産合計   |
| 当期首残高                    | 100,000 | △43,947                      | 56,052 | —       | 56,052  |
| 当期変動額                    |         |                              |        |         |         |
| 当期純利益                    |         | 13,594                       | 13,594 | —       | 13,594  |
| 株主資本等以外の項目の当<br>期変動額（純額） |         | —                            | —      | △33,875 | △33,875 |
| 当期変動額合計                  | —       | 13,594                       | 13,594 | △33,875 | △20,280 |
| 当期末残高                    | 100,000 | △30,353                      | 69,646 | △33,875 | 35,771  |

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

|    |      |                                            |
|----|------|--------------------------------------------|
| 商品 | ………… | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
|----|------|--------------------------------------------|

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

|                  |   |     |
|------------------|---|-----|
| 有形固定資産（リース資産を除く） | … | 定率法 |
|------------------|---|-----|

|           |  |    |
|-----------|--|----|
| 工具、器具及び備品 |  | 4年 |
|-----------|--|----|

|                  |   |     |
|------------------|---|-----|
| 無形固定資産（リース資産を除く） | … | 定額法 |
|------------------|---|-----|

|     |  |    |
|-----|--|----|
| のれん |  | 7年 |
|-----|--|----|

|        |  |    |
|--------|--|----|
| ソフトウェア |  | 5年 |
|--------|--|----|

#### 3. 引当金の計上基準

|       |      |                                                                                     |
|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金 | ………… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社は、教育研修を中心に事業を展開しており、このようなサービス利用については、サービスの利用時点において顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの利用経過に伴い収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品などを控除した金額で測定しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 …… 税抜方式によっております。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 790千円

#### 損益計算書に関する注記

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,578千円

営業費用（原価・販管費） 2,102千円

営業取引以外の取引による取引高

経営指導料収入 8,400千円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,441,900株

##### 2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

##### 3. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

###### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

##### 4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 269,500株

#### 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、資産調整勘定等であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金等で運用し、また、資金調達については、必要に応じて銀行借入等により調達することとしております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、関係会社株式であり、投資先企業の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等はそのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業拡大のための投資を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券については、定期的に投資先の財務状況等の把握を行っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら固定金利を利用し、資金調達をしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年7月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|       | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額      |
|-------|----------|---------|---------|
| 長期借入金 | 600,671  | 566,896 | △33,774 |

注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金及び未払法人税等並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めて表示しております。
- 投資有価証券は市場価格のない株式等であるため、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分     | 当事業年度（2026年7月31日）（千円） |
|--------|-----------------------|
| 関係会社株式 | 345,350               |

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 28円 52銭

1 株当たり当期純利益 5円 57銭

- 注) 1. 2026年7月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。
2. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                | 当事業年度<br>(自 2025年8月1日<br>至 2026年7月31日) |
|--------------------------------|----------------------------------------|
| 1 株当たり当期純利益                    |                                        |
| 普通株主に帰属する当期純利益 (千円)            | 13,594                                 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円)              | —                                      |
| 普通株主に係る当期純利益 (千円)              | 13,594                                 |
| 普通株式及び優先株式の期中平均株式数 (株)<br>普通株式 | 2,441,900                              |

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計帳票およびこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年10月6日

株式会社manebi 監査役会

常勤社外監査役 立 石 公 彦 ㊞

社外監査役 加 悦 正 史 ㊞

社外監査役 宇 都 さ く ら ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

**第 1 号議案** 第13期（2025年 8 月 1 日から2026年 7 月31日まで）計算書類承認の件  
会社法第438条第 2 項に基づき、当社第13期計算書類の承認をお願いするものであります。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につきましては18頁から24頁に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表について、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めております。

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

### (1) 提案の理由

繰越欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

### (2) 減少する資本金の額

資本金の額100,000,000円のうち30,000,000円を減少し、減少後の資本金の額を70,000,000円といたします。

なお、減少する資本金の額30,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えるものといたします。

### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年12月1日(予定)

### 第3号議案 剰余金処分の件

#### (1) 提案の理由

会社法第452条の規定に基づき、繰越欠損を填補するため、その他資本剰余金の額を減少させ、繰越利益剰余金を増加させるものであります。

なお、本議案は、第2号議案に係る資本金の額の減少の効力が生じることを条件として、その効力を生ずるものいたします。

#### (2) 減少する剰余金の項目および額

その他資本剰余金 30,000,000円

#### (3) 増加する剰余金の項目および額

繰越利益剰余金 30,000,000円

#### 第4号議案 定款一部変更の件

##### (1) 提案の理由

業務の効率化を図るため、第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都新宿区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2026年11月1日に効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                        | 変 更 案                                                                                                               |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。<br><br>(新 設) | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。<br><br>附 則<br><br>第3条（本店の所在地）の変更は、2026年11月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は期日経過後これを削除する。 |

#### 第5号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                              |                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | た じ ま と も や<br>田 島 智 也<br>(1986年8月25日生)  | 2009年4月<br>2010年1月<br>2013年8月<br>2016年12月<br>2025年5月             | 株式会社インフォランス入社<br>Bees&Honey株式会社設立代表取締役<br>当社設立代表取締役（現任）<br>合同会社NIRVANA代表社員（現任）<br>株式会社プライムコンサルタント取締役（現任）      | 321,600株            |
| 2         | お か だ だ い す け<br>岡 田 大 輔<br>(1975年6月5日生) | 2002年4月<br>2007年7月<br>2019年3月<br>2019年12月<br>2022年10月<br>2025年5月 | 株式会社eIT入社<br>エー・アンド・アイ システム株式会社（現株式会社ラック）入社<br>株式会社エス・アイシステム入社<br>当社入社<br>当社取締役（現任）<br>株式会社プライムコンサルタント取締役（現任） | 1,000株              |

|   |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |        |
|---|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 3 | もり まなぶ<br>森 学<br>(1964年12月7日生)        | 1985年4月 大明株式会社（現株式会社ミライト）入社<br>1989年1月 株式会社JICC（現株式会社宝島社）入社<br>2000年6月 株式会社インフォシーク（現楽天グループ株式会社）入社<br>2002年1月 同社代表取締役社長<br>2002年12月 ライコスジャパン株式会社（現 楽天グループ株式会社）代表取締役社長<br>2003年4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）取締役執行役員<br>2005年11月 楽天リサーチ株式会社代表取締役<br>2016年4月 同社取締役会長<br>2017年6月 SakeWiz株式会社設立代表取締役（現任）<br>2019年6月 スターティアホールディングス株式会社社外取締役<br>2019年12月 株式会社 AB&Company社外取締役<br>2021年11月 HRクラウド株式会社社外取締役（現任）<br>2025年9月 ハイレゾ株式会社社外取締役（現任）<br>2025年10月 当社取締役（現任） | 3,200株 |
| 4 | なり た あきのり<br>成 田 憲 則<br>(1988年5月31日生) | 2014年2月 有限責任監査法人トーマツ入社<br>2023年4月 公認会計士事務所プライムパートナーズ 代表（現任）<br>2023年9月 株式会社TREASURY 取締役CFO<br>2024年4月 株式会社プライムパートナーズコンサルティング代表取締役（現任）<br>2024年11月 税理士法人プライムパートナーズ 代表（現任）<br>2025年10月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                     | —      |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田島智也氏は、当社の親会社等に該当いたします。また、同氏は、同氏の子会社等である合同会社NIRVANAにおいて代表社員の地位にあります。
3. 森学氏、成田憲則氏は社外取締役候補者であります。両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終了の時をもって1年となります。
4. 森学氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、また、成田憲則氏は公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられ、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、それぞれ、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、森学氏、成田憲則氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とすることとしております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

## 第6号議案 新株予約権内容変更の件

### (1) 提案の理由

第3回新株予約権を行使することができる期間を、下記のとおり変更するため、ご承認をお願いするものであります。

### (2) 変更の内容

〈変更前の第3回新株予約権を行使することができる期間〉

平成31年5月27日から平成39年5月22日まで

〈変更後の第3回新株予約権を行使することができる期間〉

平成31年5月27日から令和19年5月22日まで

以上